

## 西宮市市民ホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月25日作成

西宮市文化振興課

本ガイドラインは、西宮市市民ホール（会議室・練習室等諸室を含む）を開館するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として施設管理者が実施する事項、施設利用者の皆様に対策をお願いする事項を記したものです。

なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じ、随時改定を行います。

### 1 施設管理者が実施する対策

#### (1) 施設における対応策

##### ① 施設内全般

- ・ 少なくとも施設の開館の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応をとります。

##### ② 施設窓口

- ・ 施設の窓口に、手指消毒用の消毒液を極力設置します。消毒液が入手困難な場合は、来館者に対し、来館時の手洗いの励行を周知します。
- ・ 対面での対応を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより来館者との間を遮蔽するよう努めます。
- ・ 窓口対応待ちの列では、できるだけ2 m（最低1 m）の間隔を空けた整列を促し、人が密集しないよう工夫します。

##### ③ ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう掲示により促します。
- ・ 公演前後及び休憩中に人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行います。
- ・ 常時換気に努めます。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。

##### ④ 貸施設内

- ・ 会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に、入場者が 50 名以下（ホールは 100 名以下）かつ収容定員の半分以下となるよう入場制限等を実施します。
- ・ 常時換気に努めます。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。
- ・ 感染拡大防止のため、大声での発声、歌唱、管楽器等の演奏や、身体が接触すること等が想定される下記の内容（※ 1）や近距離での会話や対面での着席を伴う利用を制限します。
  - 大声での発声・歌唱を伴う活動（演劇、合唱、カラオケ、アカペラ等）
  - 呼気が激しくなる運動、身体の接触を伴う活動（ジャズダンス、社交ダンス等）
  - 息を使って音を出す楽器（管楽器等）を使用する活動
  - 調理・会食を伴う活動（料理教室、茶会、懇親会等）（※ 2）
- ※ 1 ただし、おひとりでの練習のために利用される場合（複数人で行わない活動）については、この限りではありません。
- ※ 2 調理活動を伴わないものでも、主催者が食事を用意したり、施設内で参加者が揃って飲食をすることを避けてください。
- ・ 公演利用の際は、公演主催者に対して次の取り組みを要請します。
  - 会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置すること
  - 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用すること
  - もぎりの際の簡略化の検討
  - 会場入口の行列は、できるだけ 2 m（最低 1 m）の間隔を空けた整列を促し、人が密集しないよう工夫すること
- ・ 公演利用の際は、公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行います。また、公演主催者と調整の上、可能な限り公演中も定期的に適切な換気を行います。

#### ⑥ 楽屋、控室

- ・ 常時換気に努めます。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。

#### ⑦ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行います。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
- ・ トイレの混雑が予想される場合、できるだけ間隔を明けて整列するよう表示するとと

もに、公演主催者に対してできるだけ2 m（最低 1m）の間隔を空けた整列を促すよう要請します。

#### ⑧ 清掃・ゴミの廃棄

施設内の清掃事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請します。

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底すること
- ・ 作業を終えた後は、手洗いをを行うこと

#### (2) 従事者に関する感染防止策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫します。
- ・ マスク着用や手指消毒、手洗いを徹底します。
- ・ 出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行います。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とします。  
<咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐>
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

#### (3) 周知・広報

感染予防のため、以下の内容を周知・広報します。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来館を控えること  
<咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐>

## 2 施設利用者に求める対策

感染予防のため、施設の利用にあたっては、以下について遵守してください。また、利用された施設や物品の消毒については、施設管理者の指示に従ってください。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離（できれば 2m、最低 1m）の確保の徹底
- ・ 下に該当する場合、来場を控えること
  - 検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合や、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある場合
  - 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ・ 利用する施設について、1 時間に 2 回以上、窓や扉を開けて換気すること
- ・ 全ての来場者の名前及び緊急連絡先の把握に努めるとともに、感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ情報が提供され得ることを、利用者間で事前に周知すること
- ・ 入場者数は定員の半数以内かつ 50 名以下（ホールは 100 名以下）とすること
- ・ 近距離での会話や対面での着席を行わないこと
- ・ 大声での発声、歌唱、管楽器等の演奏、近接した距離での会話、身体の接触がある活動、調理・会食等、下記のような活動（※1）は想定しないこと
  - 大声での発声・歌唱を伴う活動（演劇、合唱、カラオケ、アカペラ等）
  - 呼吸が激しくなる運動、身体の接触を伴う活動（ジャズダンス、社交ダンス等）
  - 息を使って音を出す楽器（管楽器等）を使用する活動
  - 調理・会食を伴う活動（料理教室、茶会、懇親会等）（※2）

※1 ただし、おひとりでの練習のために利用される場合（複数人で行わない活動）については、この限りではありません。

※2 調理活動を伴わないものでも、主催者が食事を用意したり、施設内で参加者が揃って飲食をすることを避けてください。

### 3 特に公演利用の際に主催者に協力を求める対策

#### <公演前の対策>

##### (1) 入場制限

- ・ 公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
  - 開場・休憩時間の延長
  - 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
  - 入場待機列の設置
  - 日時や座席の指定予約による人数調整
  - 大人数での来館の制限 等

##### (2) 来場者との関係

- ・ 来場者の名前及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ情報が提供され得ることを、来場者に対して事前に周知してください。
- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。

##### (3) 公演関係者との関係

- ・ 名前及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

#### <公演当日の対策>

##### (1) 周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること

<咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結

膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐>

## (2) 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請してください。
  - ① 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
  - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - ③ 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・ 入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。
- ・ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください

## (3) 公演会場内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。
- ・ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・ 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置等）に努めてください。
- ・ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ・ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等）は行わないようにしてください。
- ・ 場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- ・ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

## (4) 公演関係者の感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。

- ・ 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。

<咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐>

- ・ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ・ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。
- ・ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

#### (5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 速やかに、施設管理者、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

#### (6) 物販

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ パンフレット等の物販を行う場合、できるだけ2 m（最低1 m）の間隔を開けて整列していただくようにしてください。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。

- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわないでください。

#### (7) 来場者の退場時の対応

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

#### <公演後の対策>

- ・ 公演ごとに、可能な範囲で来場者の名前及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。